



仕事・産業

企業支援

支援制度

問 商工観光課

中小企業者向け融資制度

市内の中小企業者の方に対し、経営の活性化、合理化、設備の近代化などを図るために必要な資金の融資を行っています。

また、本来支払っていただく利率の一部を補給しています。なお、貸出利率は下表記載のとおりで、県制度や他市町村と比較してもかなり低利な利率となっています。

令和7年4月1日現在

	小口事業資金	商工業振興資金	中小企業経営近代化振興資金
限度額	1,250万円	3,000万円	3,000万円
資金使途	運転・設備	運転・設備	運転・設備
貸付期間	運転:10年以内(据え置き6ヶ月以内) 設備:12年以内(据え置き1年以内)	運転:10年以内(据え置き1年以内) 設備:12年以内(据え置き1年以内)	運転:1年以上5年以内 (据え置き6ヶ月以内) 設備:1年以上7年以内 (据え置き6ヶ月以内)
利率	1.25%(利子補給金受給時0.94%~)	1.25%(利子補給金受給時1.00%~)	融資日の長期 プライムレートから▲ 0.75%
保証料率	0.8%以内	0.45%~1.59%	保証制度による
担保	不要	原則不要	必要に応じ徴収する
保証人	不要	個人:原則として不要 法人:代表者(他者を付す場合あり)	個人:原則として不要 法人:代表者(他者を付す場合あり)
信用保証	埼玉県信用保証協会の保証	埼玉県信用保証協会の保証	必要に応じて付す
各資金共通の利用条件	(1)市税の滞納がないこと (2)中小企業者の要件を満たしていること (3)許可・認可・免許・登録などを要する業種を営む場合、その許認可を取得していること (4)本人または連帯保証人として保証協会の代位弁済による債務を負った場合、その債務を完済していること (5)市制度融資の連帯保証人になっていないこと	市内業歴6ヶ月以上	(1)市内業歴2年以上 (2)信用保証付の融資の場合、保証対象業種を営んでいること
資金別の利用条件	(1)市内業歴1年以上 (2)市民税の所得割または法人税割が課税されていること (3)下記の従業員要件を満たしていること 製造・建設業など→20人以下 商業・サービス業→5人以下 (4)協会の既往残高がある場合、それが全て特別小口保険であること		
完済時の利子補給	運転資金:借入日から5年間の支払利子の1/4 設備資金:借入日から7年間の支払利子の1/4	借入日から5年間の支払利子の1/5	なし
受付	随時	随時	随時
提携金融期間	市内金融機関	市内金融機関	商工中金熊谷支店
申込先	商工観光課	商工観光課	商工中金熊谷支店

注意事項

- ▶ 利率は半年ごとに見直しを行っていますので、必ず最新の利率をご確認ください。
- ▶ 返済に当たっては所定の利子の他、埼玉県信用保証協会への信用保証料が必要になります。
- ▶ 制度の限度額の範囲内で何度でも利用できます。

勤労者向け融資制度

市内の勤労者の方に対し、必要な資金の融資を行っています。

令和7年4月1日現在

制度名	対象	貸付制度	使途	期間・返済	利率	担保	利子補給	保証人	受付
失業者生活つなぎ資金制度	市内に居住する方で経済の変動により解雇された方	50万円以内	-	70ヶ月以内 (据え置き6ヶ月)	無利子	なし	均等償還	市内に1年以上居住し、固定資産を有する他、市税を完納している方	商工観光課

商店簡易経営診断、法律相談

問 行田商工会議所

今後的小売商店のあり方などについて、行田商工会議所と連携して商店簡易経営診断や経営者のための法律相談を実施しています。

農業

農業経営

問 農業委員会

農業者年金

加入資格

年間60日以上農業に従事する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の方であれば、誰でも加入することができます。また、60歳以上65歳未満の方も国民年金に任意加入していれば加入できます。ご相談・加入手続きはお近くのJAまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。

農地の売買・贈与など

農地を売買・贈与・交換・賃貸借をするには、農業委員会の許可が必要です。

許可申請に必要な書類

- ①許可申請書
- ②申請地の登記事項証明書(全部事項証明)
- ③申請人双方の住民票謄本

市街化調整区域の農地の転用

県知事の許可が必要です。

許可申請に必要な主な書類

- 許可申請書
- 申請地の登記事項証明書(全部事項証明)
- 位置図 案内図
- 公図の写し 建物配置図および平面図
- 土地改良区の意見書 農用地除外証明書
- 資金計画書 見積書 融資証明書

市街化区域の農地の転用は

農業委員会へ届け出が必要です。

届け出に必要な書類

- 届出書 申請地の登記事項証明書(全部事項証明)
- 位置図 公図の写し

農地の賃貸借の解約などをするには

農地の賃貸借の解除をしたり、解約の申し入れ契約の更新をしない旨の通知をしたりするには、県知事の許可を受けなければなりません。県知事の許可は、次の場合に限られます。

- ▶ 借主が信義に反した行為をした場合
- ▶ 貸主が自作することを相当とする場合
- ▶ その農地を転用することが適當である場合
- ▶ その他、正当な理由がある場合

ただし、次の場合には、知事の許可がなくても農地の返還を受けることができます。

- 合意による解約が文書をもって土地を引き渡す期限前6ヶ月以内に成立した場合
 - 民事調停法による農事調停によって行われる場合
 - 信託財産につき解約の申し入れ、更新しない旨の通知が行われる場合
 - 更新しない旨の通知が10年以上の期間を定めた賃貸借または水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合
- これらの理由により返還の行為をした方は、その旨を農業委員会に通知しなければならないこととなっています。

農業近代化資金の利子補給

問 農政課

農業近代化資金は、農機具などの取得、農業用施設建設など、農業経営を支援するための融資です。この資金の利子の一部を市や県が助成することにより、借入者の負担を軽減します。借り入れについては、市内金融機関(ほくさい農業協同組合・武藏野銀行・埼玉県信用金庫)へご相談ください。

農業を始めたい方へ

農政課・農業委員会では、農家ではない方が新たに農業へ就職する(新規就農)相談をお受けしています。相談を希望される方は、事前にご連絡ください。

仕事

仕事のことならハローワークへ

問 ハローワーク行田(行田公共職業安定所) ☎ 048-556-3151

- ▶仕事を探している方に職業相談・紹介、職業訓練の受講相談
- ▶人材を求めている事業所の方に求人の受理・紹介
- ▶雇用保険(失業給付など)に関すること

シルバー人材センター

問 行田市シルバー人材センター ☎ 048-556-5221

健康で働く意欲のある60歳以上の方で、センター事業に賛同した方が会員となり、それぞれの知識・経験・能力を生かした働き方を通じて、地域社会への貢献を目指す公益法人です。市内の企業・家庭・公共機関などから臨時的・短期的・簡易な仕事(植木の手入れ、草刈り、芝刈り、清掃、襖・障子・網戸張りや刃物研ぎなど)を受けて活動しています。